

令和2年度就学援助制度のお知らせ

坂井市教育委員会では、経済的理由により就学が困難であり、生活保護法による保護の対象となるものに準ずる程度に困窮している児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、給食費など必要な費用を援助する制度を設けています。

申込みに必要な書類などは以下のとおりです。希望される方は、所定の申請書がありますので学校へお申し出ください。なお、年度当初（4月1日付）で認定を受けるためには、4月24日（金）までに必要書類を学校にご提出ください。

臨時休業に伴い、本校HPにも様式を載せてあります。新規で申請される方は、学校にご連絡の上、学校に取りに来られるか、HPからダウンロードして申請願います。

1 援助を受けることができる方

原則として、坂井市に住所を有し坂井市の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の

①～④のいずれかに該当する方

- | |
|--|
| ① 現在生活保護を受けている方 |
| ② 生活保護が停止又は廃止になった方 |
| ③ 児童扶養手当を受給している方
※児童扶養手当の申請中で、証書発行前の場合は④の理由で申請してください。 |
| ④ その他、経済的にお困りの方…所得の目安（下記参照）※
※④の理由の場合、世帯全体の所得状況を確認の上、判定しますので、認定できない場合があります。 |

※所得の目安

④の理由の場合、世帯全体の所得状況を確認し、判定します。下記の表は所得の目安であり、所得限度額は、申請世帯の人数、年齢などにより変わります。

〈所得限度額参考例〉

家族形態	母35歳 子12歳（中1）	母35歳 子12歳（中1） 子6歳（小1） 祖父65歳 祖母62歳	父40歳 母35歳 子12歳（中1）	父40歳 母35歳 子12歳（中1） 子6歳（小1） 子3歳
限度額	約202万円	約365万円	約263万円	約358万円

◎限度額は所得控除後（社会保険料・生命保険料・地震保険料）の額

【裏面に続く】

2 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 振込先口座の通帳の写し(店名、口座番号、カナ氏名が記載されている部分)
申請者(保護者)名義の口座に限ります。
- (3) 児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当証書の写し
- (4) マイナンバー「個人番号カード(裏面)」または「通知カード」の番号が確認できる面の写し ※申請者(保護者)の方のみで結構です。
- (5) 本人確認のできる書類の写し ※申請者(保護者)の方のみで結構です。
個人番号カード(表面)、運転免許証、保険証、年金手帳、介護保険証などいずれか1点
- (6) 令和2年1月1日現在、坂井市に住所がない方については、世帯全員(学生は除く)の令和2年度(令和元年所得)の所得証明書
※1月1日現在での住所地の役所でお求めください。

- ★上記(4)(5)[マイナンバー、本人確認の書類]の提出をいただけない方は、世帯全員分の令和2年度(令和元年所得)の所得証明書を添付してください。
- ★申請後に上記以外の書類の提出が必要になる場合があります。(その際にご連絡いたします。)
- ★何を添付したらよいかわからない時は、学校または学校教育課にお問い合わせください。
- ★新1年生で、入学準備金の支給を受けた場合でも、「令和2年度就学援助費」の受給を希望される場合には、申請が必要となりますのでご注意ください。

3 援助の内容

- (1) 学用品費(定額)
- (2) 通学用品費(1年生を除く・定額)
- (3) 新入学学用品費(1年生で4月1日付認定者のみ、入学準備金受給者は除く・定額)
- (4) 校外活動費(限度額あり)
- (5) 学校給食費
- (6) 修学旅行費(限度額あり)
- (7) 体育実技用品費(柔道・剣道)(中学生のみ・限度額あり)
- (8) 通学費(スクールバス利用負担金の1/2)
- (9) PTA会費(限度額あり)
- (10) 日本スポーツ振興センター共済掛金(4月1日付認定者のみ)

4 支給の時期 (※支給時期については変動する場合がありますのでご了承ください)

- ◎1学期分・・・8月10日ごろ
- ◎2学期分・・・12月21日ごろ
- ◎3学期分・・・3月10日ごろ